

令和4年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 令和4年9月 6日

閉 会 令和4年9月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第4日（9月9日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
-------------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 森 弘 美 君

6 番 吉 田 勉 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第31号 令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第32号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
を求めるの件
- 第 3 議案第33号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件
- 第 4 議案第34号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件
- 第 5 議案第35号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求める
の件
- 第 6 議案第36号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件
- 第 7 議案第37号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）案
- 第 8 議案第38号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2
号）案
- 第 9 議案第39号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第10 議案第40号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第41号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第12 議案第42号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
案
- 第13 議員派遣の件
- 第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

追加日程

- 第 1 議案第43号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案

午前9時43分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第31号 令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第2 議案第32号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第3 議案第33号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第4 議案第34号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第5 議案第35号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第6 議案第36号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第31号令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件から、日程第6、議案第36号令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件までの6案を一括議題といたします。

この6案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○決算特別委員会委員長（柿崎裕二君） おはようございます。

決算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る9月6日、令和4年第3回定例会の初日に付託された議案第31号から議案第36号までの令和3年度各会計決算6案について、9月6日・7日の2日にわたり審査したところ、採決の結果、令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算外5案は多数をもって認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

○議長（木村 修君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第31号令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第32号令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第33号令和3年度蓬田村国民健康保特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第34号令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長

報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第35号令和3年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、議案第36号令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7 議案第37号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算(第4号)案

○議長(木村 修君) 日程第7、議案第37号令和4年度蓬田村一般会計補正予算(第4号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第37号令和4年度蓬田村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,931万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,292万4,000円とするものでございます。

それでは、総務課の主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入のほうです。

7ページをお開きください。

7ページ、2段目、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税の1節普通交付税として1,205万1,000円を計上してございます。

それから、次のページ、8ページです。

上から2段目、17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金1節一般寄附金として、ふるさと納税の寄附金300万円を計上してございます。

次に、歳出になります。10ページお開きください。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 4 節共済費、労働保険料として86万7,000円を計上してございます。これに関しては、令和4年度に会計年度任用職員という制度が新しくできたわけですが、そのときに労働保険を一括で総務費で予算計上しておかなければならなかったのですが、その前段のパート職員の時代には各款項目ごとに保険料を取ってございました。そこの部分を令和2年度の統合する段階で落としておりましたので、それが4年度で発覚したということになります。それで、計算をして追加の納付金としての金額を86万7,000円計上してございます。

それから、その2つ下、12節委託料です。ふるさと納税代行サービス業務委託料69万8,000円でございますけれども、ふるさと納税、今までは役場のほうで受けて、職員が手作業で手続をしてございましたけれども、それをインターネットでできるように、「さとふる」というサービスを一応予定してございますけれども、そういう専門のサービス業者を使いまして、手続を簡略化するということを目指してサービスの業務を委託するものでございます。

それから、4節財産管理費の4の共済費にあります共済組合負担金（会計年度任用職員分）ですけれども、これはほかの款項目にもございまして、これは県の市町村共済組合の負担金を会計年度任用職員である者を共済組合員と認めまして、短期給付等のサービスが適用となるため、今回予算計上してございます。これは、給食センター特別会計と、それから、介護保険の特別会計にも同様の予算が計上されております。施行されるのは、今年の10月1日から施行予定になってございます。

それから、その下の14節工事請負費で、役場庁舎屋根改修工事費250万円計上してございます。これは、役場の玄関のところの天井が雨漏りになってございまして、その部分の工事を考えてございまして、その分の工事費として250万円計上してございます。

それから、16目新庁舎等建設事業費の中の12節委託料、造成利用に係る残土土壌調査業務委託料49万8,000円計上してございます。これは、今、新庁舎建設用地造成に玉松台の残土置場の土を利用するというのを考えてございまして、その利用する土地の土壌調査をして安全性を確保するため行うものでございます。

事前に、8区画ほどあるんですが、その区画を調査いたしまして、その分の4区画の部分の地面を1メートルほど掘削して、その土をもって土壌分析にかけるということで考えてございます。立米数に換算すると、全体で1,100立米あるわけですが、そのうち事前の調査で使える可能性がある土壌、土ということで、5,850立米、ここの部

分は使えそうな土ということで、そこの部分の4区画を今回、土壌調査をするものでございます。

次のページ、11ページお開きください。

下段の3款民生費1項社会福祉費3目防犯対策費の10の需用費、修繕料で29万9,000円計上してございます。これは、長科幹線につけている防犯灯ですけれども、今回、工事して直すわけですが、そこの部分の電線が地権者に言われまして、どうも電柱を渡ったところがコンバインの煙突の障害になるということで、それを地下に埋設するため、追加で修繕をするものでございます。

次のページをお開きください、12ページです。

一番下の下段、9款消防費1項消防費1目非常備消防費の10節需用費で修繕料20万円見てございます。これは、旧JAのスタンド、長科ですけれども、スタンドの付近に消火栓あるわけですけれども、その消火栓の根元の部分がどうも腐食が進んでおりまして、使用時に耐えられないということが判明しましたので、そこの根元の部分を交換する工事になります。

総務課は以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 健康福祉課の項目について説明させていただきます。

11ページをお開きください。

中段、3款1項1目社会福祉総務費18節負担金補助及び交付金のあおり出会いサポートセンター共同運営負担金として1万2,000円を計上しております。県で運営しているあおり出会いサポートセンターは、10月から市町村や民間団体と共同運営に移行する予定としており、共同運営負担金として1万2,000円を計上しております。

同じく11ページ、下段になります。

14目青森県子育て世帯臨時特別給付金給付事業費10節需用費から19節扶助費までの計755万5,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食料費等の物価高騰に直面する子育て世帯の生活を支援するために、18歳以下の児童1人につき2万5,000円を給付するものです。対象者は、令和4年9月分の児童手当の受給者及び高校生等を養育し、所得額が児童手当制度における所得制限限度額未満である者です。なお、この事業は、県による10割補助となっており、歳出の金額を合わせて歳入に予算措置しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 産業振興課関係について説明いたします。

歳入7ページをお開きください。

15款2項4目1節青森県農地情報収集等業務効率化支援事業補助金3万円の計上です。この事業の目的は、担い手への農地の集積等を促進するために、農業委員会が管内の農地情報等を関係機関と情報共有するためのもので、全国の農業委員会においてタブレット端末を導入する事業です。

その下段、農地利用最適化交付金1万円の計上です。これは、前段で説明いたしました補助事業の消耗品費、通信費に充当されます。

歳出12ページをお開きください。

6款1項1目10節消耗品費、青森県農地情報収集等業務効率化支援事業消耗品費3万6,000円の計上です。これはタブレット端末の購入と、それを管理するソフトのライセンス料です。

その下段、青森県農地情報収集等業務効率化支援事業通信料7,000円の計上です。これは現地でこのシステムを利用するための通信料です。

これらの歳出は全て全額県費の補助事業となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 建設課関係の主な項目について説明いたします。

歳出について説明いたします。12ページをお開きください。

3段目、8款2項1目14節工事請負費、村道維持管理工事費200万円は、現在、当初予算の95%を執行しているため、今後の維持管理工事費に対応するため予算を追加いたしました。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 12ページお開きください。

8款14節、今、課長のほうから当初予算よりも不足分を補うために計上というふうに200万円上がっておりますけども、何か工事をしなければならないような場所があるということで、その不足を補うための200万円なんですか、お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 現在のところ、今考えている箇所は2か所、補修しなければならないところあります。ただ、今後また出てくる可能性もありますので、その対応分を含めて200万円を計上しております。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第38号令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 議案第38号令和4年度蓬田村の学校給食センター特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,205万5,000円とする。

5ページをお開き願います。

2款1項1目1節繰入金、一般会計繰入金を30万2,000円減額し、その下、3款1項1目1節繰越金63万5,000円を計上しております。これは前年度の繰越金でございます。次のページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費4節共済費33万3,000円を計上してございます。これは一般

会計でも説明ございましたが、地方公務員等共済組合法の一部が改正されまして、会計年度任用職員も短期給付等の適用をすることになったため、青森県市町村共済組合負担金として計上してございます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第39号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第39号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第39号令和4年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,490万円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

4款1項1目2節保険給付費等交付金、特別調整交付金の市町村分として16万5,000円を計上しております。

その下、7款1項1目1節繰越金90万1,000円を減額しております。これは前年度分の繰越し分となります。

次のページ、歳出をお願いします。

1 款 1 項 1 目 12 節 委託料の国保情報データベースシステム回収業務委託料として16万5,000円を計上しております。令和4年4月から未就学児の保険料均等割額軽減措置を取るため、機能の追加で補助金の申請や実績報告書作成のためのシステム改修となっております。補助金は10分の10となっております。

その下、6 款 1 項 1 目 24 節 積立金、財政調整基金91万1,000円を減額し、951万2,000円としています。

今回の補正は過年度分の確定により県に返還するものと、システム改修の予算を講じております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですので、終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第40号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議案第40号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)案。

令和4年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところ

による。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,291万4,000円とするものであります。

5ページをお開きください。歳入になります。

上段、2款1項1目1節一般会計繰入金は、前年度の繰越金の確定に伴い140万6,000円の減額を行ったものです。

下段、3款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い160万円の増額を行ったものです。

6ページをお開きください。歳出になります。

1款1項1目8節旅費、水道技術者資格取得講習会旅費8万4,000円は、当初予算において土曜日、日曜日、祝日分の宿泊料を計上しておりませんでしたので、今回、4日分を計上いたしました。

その下、10節需用費、消耗品費3万3,000円は、水道技術者資格取得講習会に必要な図書購入費になります。

その下、17節備品購入費、メーター購入費7万7,000円は、当初予算において表示器5個分の購入を計上しておりましたが、固定電話をやめる人が多いため、20個分の表示器を購入するものです。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第41号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第41号令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第41号令和4年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,899万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入になります。

6款2項1目1節介護給付費準備基金繰入金1,014万1,000円を計上しております。

その下の7款1項繰越金126万7,000円を計上しております。これは前年度繰越金となっております。

次のページをお願いします。歳出になります。

2款4項1目18節負担金補助及び交付金の高額医療合算介護サービス負担金35万2,000円を計上しております。これはサービス給付費の増に伴うものとなっております。

その下、5款1項2目22節償還金利子及び割引料1,159万4,000円については、過年度分の返還金分の確定による予算措置を講じたものです。今回の補正は、令和3年度の介護給付や支援事業、国庫分、県負担金分の返還に伴い、繰越金や基金で調整の予算を講じたものでございます。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第42号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第42号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第42号令和4年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,927万3,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

4款1項繰越金26万9,000円を計上しております。過年度分の精算として、主に保険料の還付金となっております。

次、6ページお開き願います。歳出になります。

3款1項1目22節保険料還付金22万7,000円を計上しております。一般財源になっております。主に死亡等のことに支出するものとなっております。

その下、3款2項1目27節一般会計繰出金4万2,000円、一般会計へ繰り出しするものです。今回の補正は、令和3年度の精算分として予算を講じたものです。

歳入につきましても、歳出の還付金や繰出金に伴った金額となっております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時23分 再開

○議長(木村 修君) 休憩を取り消し、会議を再開します。

お諮りいたします。

ただいま村長から議案第43号令和4年度蓬田村一般会計補正予算(第5号)案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第43号 令和4年度蓬田村一般会計補正予算(第5号)
案

○議長(木村 修君) 追加日程第1、議案第43号令和4年度蓬田村一般会計補正予算(第5号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(稲葉正明君) 議案第43号令和4年度蓬田村一般会計補正予算(第5号)案。

令和4年度蓬田村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,421万1,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

16日に予定されている国の災害復旧事業の査定に必要な図面の作成と工事費を積算し

ていただく予算及び消耗品費を計上いたしました。

11款1項1目10節需用費、消耗品費13万7,000円は、災害復旧に必要な図書と木杭、ポール等を購入するものです。

その下、12節委託料832万3,000円は、6工区20か所分の農地災害査定設計書積算業務委託料131万8,000円、農地災害請負設計書積算業務委託料142万8,000円、農地災害測量設計業務委託料557万7,000円を計上しております。

下段、11款2項2目12節委託料282万7,000円は、1か所分の道路災害設計書積算業務委託料44万円、道路災害測量設計業務委託料238万7,000円を計上しております。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員派遣の件

○議長（木村 修君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員各位に配付しております「議員派遣の件」に記載のとおり、派遣を要する各種会議、研修などについて、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は議員を派遣することに決定しました。

日程第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第14、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 令和4年第3回蓬田村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、今定例会の初日にご提案申し上げました議案14件及び本日追加提案いたしました議案1件につきまして、全て原案どおり可決いただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、各地において8月3日、9日、そして12日の豪雨において、県内ではかなり被災された方が多くございます。お見舞いを申し上げたいと思います。

まだ復旧されていない箇所がたくさんあるように思います。早期に復旧して、元の生活を取り戻していただくよう、ご祈念を申し上げたいと思います。

また、一般質問で各種ご答弁を申し上げましたとおり、我が蓬田村でも、河川、道路、農地、農作物等の被害があったわけですが、人命や家屋など、生活インフラに及ぶ大きな被害が少なかったことというのは、不幸中の幸いだったと思っております。

なお、農作物等に関する具体的な被害額が確定し次第、今後の対策をしていかなければならないものと思っております。

また昨日、台風が発生して北上するようであります。村民の皆様には、今まで大きな被害がなかったからといって決して油断することなく、自分たちの家の周りとかそういった物心の面で自然災害に備えていただきたいと、このように思っております。

本議会におきましては、改めて地域防災計画を見直しし、さらに行政内部の点検、災害発生による手順の見直し、こういったことが議会においてお話しされたわけで、大変有意義だったように思っております。

一般質問の答弁を考えておりますときに思いを巡らせたことがございます。一つは、坂本大博村長の農村総合整備モデル事業以来の地域の整備、そして、平成元年度に村政百周年を迎えて、記念碑を建立したわけでございますけれども、当時の村長であります八戸良次郎村長が、その石碑に「安住の楽土を築かん」というふうに揮毫してございます。

私たちは常に、村をそういう災害から守る、災害に強い村、そしてともに豊かにする村とすべく、議会とともに今後とも進んでいかなければならないと、このように感じた次第でございます。

どうか皆様方におかれましても、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしく願いを申し上げます。

最後になりましたが、残暑厳しい時期でございます。これからまた収穫の時期も迎えるわけでございます。議員各位におかれましては、健康と事故にご留意されまして、ご活躍くださいますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、令和4年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時33分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年11月21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 吉 田 勉